

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第17号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年静岡県規則第104号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 法第4条第2項又は第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、それぞれ様式第1号又は様式第1号の2による免許申請書に、<u>戸籍抄本及び法第7条第2号に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）</u>を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第7条 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2（<u>同条第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。</u>）の規定による届出をしようとするときは、届出書に、免許証又は免許証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> 二級建築士又は木造建築士が^{そう}失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第2条 法第4条第2項又は第3項の規定により、二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、それぞれ様式第1号又は様式第1号の2による免許申請書に、<u>本籍の記載のある住民票の写し</u>その他参考となる事項を記載した書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(免許の取消しの申請及び免許証等の返納)</p> <p>第7条 二級建築士又は木造建築士は、法第8条の2（<u>第2号に該当する場合に限る。</u>）の規定による届出をしようとするときは、届出書に、免許証又は免許証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2</u> 二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族は、<u>法第8条の2（第3号に係る部分に限る。）の規定による届出をしようとするときは、届出書に、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添えて、これを知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 二級建築士又は木造建築士が失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224</p>

号)による^{そう}失踪の届出義務者は、^{そう}失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)又は法第10条第1項の規定により免許を取り消されたときは、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(免許の登録の抹消)

第8条 知事は、免許を取り消したとき又は前条第3項の規定による届出があつたときは、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 (略)

(指定登録機関への書類の交付)

第10条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1) 法第5条の2、法第8条の2又は第7条第3項の規定による届出 当該届出に係る事項

(2)・(3) (略)

(免許の取消し等の処分の通知)

第10条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条

号)による^{そう}失踪の届出義務者は、^{そう}失踪の宣告の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

5 二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項(第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第2号に掲げる場合に該当する場合に限る。)若しくは第2項又は法第10条第1項の規定により免許を取り消されたときは、当該二級建築士又は木造建築士(法第9条第2項の規定により免許を取り消された場合においては、当該二級建築士若しくは木造建築士又はそれらの法定代理人若しくは同居の親族)は、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。

(免許の登録の抹消)

第8条 知事は、免許を取り消したとき又は前条第4項の規定による届出があつたときは、登録を抹消し、その名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。

2 (略)

(指定登録機関への書類の交付)

第10条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

(1) 法第5条の2、法第8条の2又は第7条第4項の規定による届出 当該届出に係る事項

(2)・(3) (略)

(免許の取消し等の処分の通知)

第10条の12 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項若しくは第2項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したと

第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条、第3条、第5条から第6条まで、第7条第4項、第8条及び第10条の2の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「それぞれ様式第1号又は様式第1号の2」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、同条第2項中「縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル」とあるのは「指定登録機関の定める大きさ」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、第3条第1項中「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証」とあるのは「指定登録機関の定める様式による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、「「免許証」とあるのは「「免許証明書」と、第5条の2（見出しを含む。）中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第1項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証明書」という。）」とあるのは「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証」という。）又は免許証明書」と、同条第2

き又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

(1)～(3) (略)

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第10条の14 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第2条、第3条、第5条から第6条まで、第7条第5項、第8条及び第10条の2の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第2条第1項中「それぞれ様式第1号又は様式第1号の2」とあるのは「指定登録機関の定める様式」と、同条第2項中「縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートル」とあるのは「指定登録機関の定める大きさ」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、第3条第1項中「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証」とあるのは「指定登録機関の定める様式による二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、「「免許証」とあるのは「「免許証明書」と、第5条の2（見出しを含む。）中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第1項中「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証明書」という。）」とあるのは「様式第2号による二級建築士免許証又は様式第2号の2による木造建築士免許証（次項、次条、第7条及び第10条において「免許証」という。）又は免許証明書」と、同条第2

項中「法第5条第3項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定より読み替えて適用される法第5条第3項」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、同条第3項及び第6条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書」とあるのは「建築士免許証明書用写真を添付した免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第3項の規定による届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第10条の11の規定により第7条第3項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

項中「法第5条第3項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定より読み替えて適用される法第5条第3項」と、「建築士免許証用写真」とあるのは「建築士免許証明書用写真」と、同条第3項及び第6条の見出し中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第1項中「建築士免許証用写真を添付した免許証再交付申請書」とあるのは「建築士免許証明書用写真を添付した免許証明書再交付申請書」と、同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第7条第5項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第8条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第4項の規定による届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第10条の11の規定により第7条第4項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第10条の2第1項中「法第6条第2項」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示」とあるのは「公示」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号及び様式第1号の2を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

二級建築士免許申請書					
<p>私は、二級建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、申請します。</p> <p>私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____ (署 名)</p> <p>静岡県知事 氏 名 様</p>					
ふりがな 氏 名		生年 月 日	年 月 日生	写真	
本 籍		性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		
現 住 所					
試 験	二級建築士試験に合格した時期 年				
	合格通知日付	年 月 日	合格番号	第 号	
欠 格 事 由	<p>1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日</p> <p>2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金刑に処せられたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日 年 月 日</p> <p>3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> あるときは、その日 年 月 日</p> <p>4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある<input type="checkbox"/> ない<input type="checkbox"/> 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>5 精神の機能の障害により二級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい<input type="checkbox"/> いいえ<input type="checkbox"/></p>				
※ 審 査			静岡県収入証紙欄 (消印しないでください。)		
登 録 ※ 番 号	登 録 ※ 年 月 日	年 月 日	受 付 ※ 番 号		

(記入注意)

数字は、算用数字を用い、※印欄は、記入せず、□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

様式第1号の2 (第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

木造建築士免許申請書

私は、木造建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しその他参考となる事項を記載した書類を添え、申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

氏 名 _____
(署 名)

静岡県知事 氏 名 様

ふりがな 氏 名	生年 月 日		年 月 日生		写真
本 籍	性別		男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>		
現 住 所					
試 験	木造建築士試験に合格した時期 合格通知日付		年 月 日		
欠 格 事 由	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金刑に 処せられたことがありますか。 あるときはその罪及び刑..... あるときはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、 二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 あるときは、その日				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の 期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間				ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士の業務を適正に行うに当たつて必要な 認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。				はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/>
※ 審 査			静岡県収入証紙欄 (消印しないでください。)		
登 録 ※ 番 号	登 録 ※ 年 月 日	年 月 日		受 付 ※ 番 号	

(記入注意)

数字は、算用数字を用い、※印欄は、記入せず、□のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。

外国の建築士免許を受けた方は、「試験」欄に、その免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。